

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで

申立期間当時は、自営業であったため国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたと思う。この頃も収入はきちんとあり、生活に不自由はしていなかったため、保険料を納付していないということはないはずである。当時の資料は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は11か月と短期間であるほか、昭和47年1月以降は、自身の事業所を厚生年金保険の適用事業所とし、長期間にわたり事業主として自身の保険料も含めた厚生年金保険料の納付義務を履行していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和43年12月に発行されたとする記載が確認できるところ、これは国民年金手帳記号番号払出簿において確認できる申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期ともおおむね一致していることから、この頃に、初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、42年5月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は、国民年金の加入期間となること、及び上記加入手続時期を基準とすると時効完成前の期間となることから、保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間直後の昭和43年4月から同年9月までの保険料は現年度納付期間ではあるが、法定納期限が既に到

来しているという点については申立期間と同様であり、遡って保険料を納付すべき期間となるところ、上記年金手帳によると、当該期間の保険料については、44年3月に一括で遡って納付されていることが確認でき、未納の解消に努めていたことがうかがえることから、当時は収入も安定し資力も十分であったとしている納付意識の高かった申立人が、申立期間についても、遡って保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

妻である私が集金人に勧められたので夫婦で国民年金に加入した。申立期間当時の保険料も私が3か月ごとに自宅に来ていた女性の集金人に納付し、途中からは区役所に行って納付していた。集金人に納付していた時は国民年金手帳が無く、紙の台紙に領収印を押していたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いほか、申立人の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする妻は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月（申立期間は、当時、国民年金未加入期間及び未納とされていたが、当委員会の決定に基づく平成20年11月6日付け当該期間の納付記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。）から60歳到達の前月の平成5年*月までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無いことから保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、妻は、夫婦の国民年金加入手続を行い、夫婦の保険料も納付していたとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻が主張するとおり、国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月12日にA市B区で妻と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、申立期間当時の保険料の納付方法については、集金人が訪れて集金カードに押印していたとするなど記憶は明確であるほか、

保険料額に関する記憶も当時の保険料額と一致する。

さらに、申立期間当時、申立人の居住地周辺では、申立人以外にも、国民年金手帳記号番号の払出し以前に、妻が主張する納付方法とほぼ同様の方法で集金人に保険料を納付したが、未納とされている事例が複数あり、妻の説明には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金の加入手続時期は覚えていないが、勤めていた飲食店の店主から国民年金の話聞き、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入手続時に窓口職員から遡って納付できると説明を受け、送付されてきた納付書で一括納付した。納付できる保険料は全て納付したはずなので申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、昭和50年4月から平成22年12月までの34年余りにわたる国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和53年4月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である47年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直前の昭和50年度及び51年度の保険料が昭和53年4月6日に一括納付されている上、同台帳及びA市の国民年金情報検索システムによると、申立期間直後の53年度の保険料は現年度納付されていることが確認できる。このため、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が申立期間直前の保険料を遡って加入手続が行われた頃に一括納付しながら、加入手続が行われた52年度の保険料のみ納付し

なかったとは考え難く、申立人は、申立期間の保険料も送付されてきた納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年9月まで

私の母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、私が婚姻(昭和47年12月)によりA市からB市に転居するまで母親が兄の分と一緒に納付してくれていたはずである。母親は他界したため詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和40年*月から60歳到達の前月の平成17年*月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、昭和45年1月から49年12月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされている上、母親が申立人の分と一緒に納付していたとする兄も、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達の前月まで国民年金加入期間に未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月7日にA市で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年7月10日とされていることから、この手帳発行日に申立人の国民年金加入手続が行われ、その際に、資格取得日を遡って40年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の一部を含む43年4月から45年3月までの保険料は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和43年10月から

45年3月までの保険料は加入手続が行われた5か月後の同年12月に過年度納付されていることが確認できる。このため、前述のとおり、加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、過年度納付が可能であった43年4月から同年9月までの保険料のみ納付しなかったとは考え難く、納付意識の高かった母親が当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和40年12月から43年3月までの期間については、時効により保険料を納付することができない上、加入手続時期は、第1回特例納付実施期間（45年7月から47年6月まで）中であり、当該期間の保険料については特例納付を利用して納付することは可能であったものの、申立人は、母親から申立期間の保険料を特例納付で遡って納付したことを聞いた記憶は無いとしており、母親が特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和40年12月から43年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成6年11月1日から7年10月1日までの期間は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年6月まで
② 平成6年10月から7年9月まで

申立期間①の標準報酬月額は38万円、申立期間②の標準報酬月額は44万円だったと思う。申立期間②については、給与支給明細書も一部あるので、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成6年11月から7年3月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成7年4月から同年9月までの期間については、申立人から給与支給明細書は提出されていないものの、オンライン記録によれば、当該期間及び直前期間の標準報酬月額は、同額と記録されている上、当該期間直後の定時決定（同年10月）により、申立人の標準報酬月額が直前期間に係る給与支給明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額（44万円）と記録されていることから判断して、申立人は、当該期間において、前後の月と同額の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成6年10月については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成5年1月から同年6月までの期間については、申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額が、オンライン記録の標準報酬月額（当該期間は34万円、同年7月から同年12月までの期間は38万円）に基づく厚生年金保険料の合計額に、おおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成4年10月から同年12月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間の最初の月（同年10月）における定時決定による標準報酬月額と、前述で確認済みの当該期間直後月である5年1月の標準報酬月額が同額（34万円）であることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち、平成6年10月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年4月7日、資格喪失日は24年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,700円、同年5月は3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月頃から24年6月頃まで

私は、A社の技能者養成士試験に合格し、国民学校卒業（昭和22年3月）後、同社に入社した。同社の先輩に申立期間の年金記録があることを知り、私の年金記録が無いのはおかしいと思っている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

入社時期、勤務内容等に係る申立人の具体的な記憶、及び複数の同僚が「申立人はA社B支店が閉鎖した頃まで勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社内では戸籍の名前と異なる幼少期からの呼び名（C）を使用していた。生年月日については、国民学校卒業当時のことであり、自分の戸籍を見ることもなかったもので、間違えて覚えていたかもしれない。」と主張しているところ、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が幼少期から使用していた呼び名（C）が記載され、生年月日が一部相違している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和22年4月7日、資格喪失日は24年6月1日）が確認できる。

さらに、別の同僚が、「申立人と同期入社であるが、同期の中で姓がDであ

る者は申立人以外にいない。申立人の名前はCだったと思う。」と証言しているところ、A社B支店に係るオンライン記録によると、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年4月7日、資格喪失日は24年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳の当該未統合記録から、昭和22年4月及び同年5月は360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,700円、同年5月は3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年10月及び同年11月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年6月まで

申立期間の給与額が実際と違う額に引き下げられている可能性がある旨の「ねんきん定期便」が送付されてきたため、当時、勤務していたA社の資料を取り寄せたところ、26万円の標準報酬月額が22万円に引き下げられていることが分かった。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年10月及び同年11月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる総支給額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が平成14年10月の算定基礎届提出時に交通費の計算を間違えてい

たことが1年後に発覚し、後日15年10月に訂正届を提出した旨回答しているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年12月から15年6月までの期間について、A社から提出された賃金台帳で確認できる総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年9月1日までの期間について、申立人のA社B支店における資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年11月1日まで

昭和15年3月27日にA社に入社し、48年7月31日まで継続して同社のB支店及びC支店に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年9月1日までの期間について、申立人から提出されたD厚生年金基金の一時金給付のお知らせ及び同僚の証言から判断して、申立人が当該期間にA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿による

と、摘要欄に、「(○で囲んだ)『郵』の標示あり、S22.9.1まで郵便年金加入」と記載され、多数の者の備考欄に○で囲んだ「郵」の記載が確認できるとともに、同名簿において昭和19年6月25日に被保険者資格の取得が確認できる申立人にも、○で囲んだ「郵」の表示が確認できることから、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年9月1日までの期間については、申立人は、団体郵便年金に加入していたと認められる。

さらに、社会保険庁(当時)の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合は、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、上記資料により有効とされる昭和22年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和22年9月1日から同年11月1日までの期間については、上記D厚生年金基金の一時金給付のお知らせ及びA社B支店の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚が、「当時は、何月何日に着任しろというような厳格な適用は無かったものの、申立人は、昭和22年の夏頃にC支店転勤の内示を受けて着任したが、その後も9月から10月にかけては、引継ぎ等でB支店とC支店を行き来していた。」と証言していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の昭和22年11月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成18年3月から同年11月までは19万円、同年12月から19年8月までは20万円、同年9月から20年3月までは19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②及び③は31万7,000円、申立期間④は32万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月から20年3月まで
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日

平成18年1月頃同僚からA社を紹介され、正社員で賞与もあるということで入社した。入社して2年目から住民税の控除をしにくなくなり、不思議に思っていた。また、昨年の「ねんきん定期便」で内容を確認したところ、月々もらっている給与額と厚生年金保険料額が著しく異なっていたので、社長に「不安に思っている。」と言っただけで、「辞めていけ」と言われ、訂正する気がないと思い申立てをした。給与及び賞与支給明細書により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年3月から同年11月までの期間については、申立

人から提出された給与支給明細書により、申立人は、22万円から36万円の標準報酬月額に見合う総支給金額が支給され、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年12月から20年3月までの期間については、申立人から提出された銀行通帳及び銀行取引明細表により、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より多い給与振込額が確認できる上、課税庁から提出された19年分及び20年分源泉徴収票、複数の同僚の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額の推移などから判断すると、申立人は、18年12月から19年8月までは20万円、同年9月から20年3月までは19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、32万4,000円の標準賞与額に見合う賞与額が支給され、31万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、31万7,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④については、申立人から提出された銀行通帳及び銀行取引明細表の給与及び賞与の振込額（合算額）、課税庁から提出された源泉徴収票及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間③においては31万7,000円、申立期間④においては32万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、19万9,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月から19年7月まで
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月25日

A社の同僚から連絡をもらって、保管してあった給与支給明細書を照合したところ、年金記録の標準報酬月額が、実際にもらっていた月々の給与額及び厚生年金保険料控除額と著しく異なっていることを知った。また、賞与をもらったが、年金の記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年3月及び同年11月については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成18年4月から同年10月までの期間及び同年12月から19年7月までの期間については、申立人から提出された銀行取引明細表、課税庁から提出された18年分及び19年分源泉徴収票及び複数の同僚の給与支給明

細書において確認できる厚生年金保険料控除額の推移などから判断すると、申立人は、当該期間についても給与支給明細書を所持している期間と同額の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された銀行取引明細表の給与及び賞与の振込額（合算額）、課税庁から提出された源泉徴収票及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間において19万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書を所持していない上、申立人から提出された銀行取引履歴調査結果の給与及び賞与の振込額（合算額）、課税庁から提出された平成19年分源泉徴収票から総合的に判断すると、当該期間に係る賞与の支給はうかがえるものの、厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社の事業主は、「平成20年以前の給与関係資料は破棄した。」と回答しており、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和44年12月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月13日から45年1月5日まで

昭和41年にA社に入社し、平成16年まで勤めた。昭和44年12月13日に同社C支店から同社B支店に転勤したが、退職していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合から提出された申立人の健康保険被扶養者(異動)届及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和44年12月13日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の被扶養者(異動)届によると、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和44年12月13日と記録されていることが確認できるところ、D健康保険組合は、「申立期間当時、資格取得届及び訂正届は、複写式の様式を使用しており、事業所は、当組合に提出されたものと同じの書類を社会保険事務所(当時)にも提出していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和44年12月13日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者原票の昭和45年1月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和31年12月24日から32年5月23日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を31年12月24日、資格喪失日に係る記録を32年5月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月24日から32年6月1日まで
② 昭和34年12月6日から35年2月13日まで
③ 昭和37年12月30日から38年1月1日まで

私が所持している船員手帳における雇入期間の記録と、年金における被保険者期間の記録が相違しているため、申立期間①、②及び③について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の雇入記録(昭和31年12月24日雇入、32年6月1日雇止)によると、申立人は当該期間において、A氏所有のB船に乗船していたことが認められる。

また、船員保険被保険者名簿により、B船が昭和31年7月1日から32年5月23日まで、船員保険の適用事業所であったことが確認できる。

さらに、当該期間当時の複数の同僚は、「全ての船員を船員保険の被保険者としていたと思う。」と証言している上、当該同僚及び申立人が記憶する当時のB船の従業員数と同船に係る船員保険被保険者名簿の被保険者数がほぼ一致することから、当時、同船において、全ての従業員を船員保険の被保険者としていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和31年12

月 24 日から B 船が船員保険の適用事業所ではなくなった 32 年 5 月 23 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B 船における同職務の同僚の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主に確認できないため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 12 月から 32 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 32 年 5 月 23 日から同年 6 月 1 日までの期間については、B 船が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、複数の同僚から提出された船員手帳により、B 船において申立人と同じ昭和 32 年 6 月 1 日に雇止されたことが確認できる複数の同僚は、いずれも同年 5 月の同船における船員保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚から同年 5 月に係る船員保険料を控除されていたとする証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の雇入記録(昭和 34 年 9 月 2 日雇入、35 年 8 月 8 日雇止)によると、申立人は当該期間において、C 事業所所有の D 船に乗船していたことが認められる。

しかし、当該期間に C 事業所の船員保険の被保険者記録がある複数の同僚は、「年末年始前後の期間は、漁は無かったので、船の修理をして給料をもらっていた。」と証言しているところ、当該同僚から、申立人が当該期間に船の修理作業をしていたとする証言は得られない。

また、申立人は、当該期間において一緒に船の修理をしていた同僚として、5 人の名前を挙げているが、当該同僚のうち 2 人は、当該期間における船員保険被保険者記録が確認できない。

さらに、C 事業所は昭和 42 年 3 月 * 日に解散している上、同事業所の理事及び監事は人物を特定することができず、申立人の船員保険の取扱いについて

確認できない。

申立期間③について、申立人から提出された船員手帳の雇入記録(昭和 37 年 4 月 30 日雇入、38 年 10 月 2 日雇止)によると、申立人は当該期間において、E 氏所有の F 船に乗船していたことが認められる。

しかし、船員保険被保険者名簿によると、F 船は、昭和 37 年 12 月 30 日に船員保険の適用事業所ではなくなり、再度、38 年 1 月 1 日に船員保険の適用事業所となったことが確認できるが、申立期間③において船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当該期間の前後に F 船の船員保険の被保険者記録がある同僚から、当該期間に係る船員保険料が控除されていたとする証言を得ることができない。

さらに、F 船は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主と連絡が取れないため、申立人の船員保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年 7 月 15 日

私は、平成18年4月1日から20年7月31日までA社で勤務したが、ねんきん定期便を見たところ、同年7月15日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年2月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17年9月から同年12月までは17万円、18年1月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月17日から18年2月17日まで

私は、A社に平成16年11月1日から18年2月16日まで正社員として、その後パートとして勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る資格喪失日が平成17年9月17日になっていることが分かった。

私が保管している給与明細書によると、申立期間についても保険料が控除されているのは確認でき、正社員としてA社に平成18年2月16日まで勤務したのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において正社員としてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額又は総支給額から、平成17年9月から同年12月までは17万円、18年1月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人の資格喪失日を平成17年9月17日とする届出を行ったことが確認できること

から、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月から18年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月頃から47年3月頃まで
② 昭和54年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和57年11月21日から58年4月1日まで
④ 平成11年10月26日から同年11月1日まで

私は、申立期間①はB社でアルバイト勤務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社には昭和52年8月3日から54年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日とされており、申立期間②の被保険者記録が無い。

さらに、C社には昭和57年11月21日から平成11年10月31日まで勤務していたが、申立期間③及び④の被保険者記録が無い。

申立期間①、②、③及び④については、確かに各事業所に勤務しており、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得がいかないため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和54年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる給料支給額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、当該期間にB社の厚生年金保険の被保険者記録がある同僚が、申立人を記憶していることから、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は、「申立人に仕事を教えた記憶があるが、短期間で退職した。」と証言しているとともに、B社で申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録のある他の複数の同僚は、「B社では、試用期間があり、その期間は、厚生年金保険に加入していなかった。自分も3か月から6か月の間の試用期間は厚生年金保険の被保険者ではない。」と証言していることから、当該期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は現存しているものの、「当時の資料は残っていないので、申立人の勤務状況については不明。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の記録及びC社が契約した申立人に係る適格退職年金契約に関するD社の回答書から、申立人は、当該期間にC社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「当時は試用期間があり、その期間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、当時に同社の厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚も、「当時は試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることから、申立期間③当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、C社が加入するE厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金における資格取得日は、昭和58年4月1日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

申立期間④について、C社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書に記載された申立人の資格喪失日（平成11年10月26日）は、オンライン記録の資格喪失日、E厚生年金基金の加入員記録における資格喪失日及び雇用保険の記録における離職日（同年10月25日）の翌日と、いずれも一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成11年10月26日に国民年金の被保険者となり、同年10月の保険料を同年11月10日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間④にC社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚に確認しても、申立人が当該期間も同社に継続して勤務していたとする証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から36年7月までは1万4,000円、同年8月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月27日から37年1月1日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、平成9年11月に退職するまで継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

同じ期間について記録が抜けていた同僚の2人が、既に第三者委員会に申立てをして認められているので、私も厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同僚と一緒に異動したとする証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年7月27日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年1月の記録及び申立人と同時期に同社で被保険者資格を取得している同僚の記録から、35年7月から36年7月までは1万4,000円、同年8月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、A社B支店は、申立人の同社同支店における資格取得日と同日の昭和37年1月1

日に適用事業所となっているが、申立人の同社本社における資格喪失日（35年7月27日）と同日に資格喪失している同僚7人全員の同社同支店における資格取得日が申立人と同日（37年1月1日）である上、申立人及び同僚が「申立期間当時、A社B支店には社員が10人から20人ほど働いていた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録管理がなされていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和60年10月から同年12月までは32万円、61年1月は30万円、同年2月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、私がパソコンで記録している厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と相違するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳で確認できる保険料控除額から、昭和60年10月から同年12月まで及び61年2月から同年9月までは32万円とし、給与台帳で確認できる支給額から、同年1月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成元年9月から2年12月までについては、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年12月まで

平成元年3月に会社を退職後、当時居住していたA町において国民年金の加入手続を行い、その後、B市C区に転居し同年9月に婚姻したが、それまでは保険料を納付していた記憶があるので、納付していたことを示すものは何も無いが、納付があったことを認めてほしい。

また、婚姻後の期間については、当時、元夫は厚生年金保険に加入していたはずであり、平成3年1月に第3号被保険者となるまでの期間について未納とされているのは納得できず、第3号被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年3月から同年8月までの期間について、申立人は、同年3月にそれまで勤務していた会社を退職した後、同年3月にA町において国民年金の加入手続を行い、同町及びその後転居したB市C区において国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において平成3年6月26日に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に同区において初めて行われたものとみられ、このことは、申立人が所持する年金手帳の記録とも符合している。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、

厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年3月21日とされていることから、上記加入手続の際に遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものと考えられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間のうち、平成元年3月から同年8月までの期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、平成元年9月から2年12月までの期間については、申立人は、婚姻後の期間であり、元夫が厚生年金保険被保険者資格を取得していた期間であったことから、第3号被保険者期間であると主張している。

しかし、オンライン記録によると、元夫は、婚姻前の昭和63年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するとともに、国民年金被保険者資格を取得しており、再び厚生年金保険被保険者資格を取得したのは平成3年1月25日であることが確認できることから、元年9月から2年12月までの期間について、元夫は、国民年金被保険者であって、厚生年金保険被保険者ではなかったものとみられる。

また、上記のことは、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成元年5月に元夫の国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び申立人の第3号被保険者の開始時期が、元夫が再び厚生年金保険被保険者資格を取得した3年1月25日となっていることとも符合する。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成元年3月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年9月から2年12月までについて、国民年金第3号被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年5月までの期間及び8年6月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年5月まで
② 平成8年6月から10年3月まで

障害年金を受給できるのは、3分の2以上の保険料の納付が必要であることを知り、当時、同居していた現在の妻が、時効にかからず保険料を納付できる期間まで、遡ってまとめて30万円ぐらいを納付したと妻から聞いている。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が保険料を納付できる期間まで遡って一括納付したとしているところ、保険料を納付したとする妻は、保険料の納付時期については、申立人が会社に就職（平成10年4月）してから婚姻（11年2月）するまでの間であったのではないかとしているものの、明確な記憶が無いとしている上、保険料を納付したとする期間、納付場所及び納付方法についても覚えていないとしていることから、申立期間について保険料の納付状況の詳細が不明である。

また、保険料の納付時期を妻が主張する最も早い時期である申立人が会社に就職した時点（平成10年4月）にしても、申立期間①については、既に時効が成立しており、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、A市の記録においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料は全て未納とされている。

加えて、妻が申立期間の保険料を納付したとする時期（平成10年4月から11年2月までの間）は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付

書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成元年5月まで

私は、国民年金に加入してから国民年金をやめたことはなく、申立期間当時も、夫の扶養家族になっていた。特に昭和59年6月までは、夫は高額の安定した収入があり、国民年金保険料の納付に困ることはなく、保険料は高額とは思わなかった。年金は必ず納付しないといけないという記憶があり、納付書があれば、自分で保険料を納付した。納付金額及び納付場所についてはよく覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、郵送されてきた納付書に現金を添えて納付したと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書によりA市役所又は郵便局で毎月納付していたとしているところ、申立人は、i) 申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしていること、ii) 同市において保険料納付が毎月となったのは、昭和61年度以降であることから、申立人の申立期間に係る保険料納付の記憶は曖昧である。

また、申立人は、A市役所で国民年金の資格喪失手続きを行った覚えは無いとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和59年2月17日に任意加入被保険者資格を喪失し、その後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは、平成元年7月1日とされており、同市の昭和58年度の国民年金被保険者収滞納一覧表においても、申立人は昭和59年2月に任意加入資格を喪失したとされていることが確認でき、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人

は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

私は、平成15年7月にA市役所で学生納付特例の申請を行った。その際、遅れた同年4月及び同年5月について疑問だったため聞いたところ、同市の職員が「こちらで4、5月分についても免除の手続きを行っておきます。」と言われたため、それ以降何もしなかった。その後、社会保険事務所（当時）の職員が同年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納であるとして自宅に保険料の徴収に来た。その際に「市役所に申請した際に遅れてしまったが、免除の手続きを行ってくれている。」と伝えた。集金人に市役所の対応について説明し、了解して帰ったにもかかわらず、そのことについて調べ、説明することもなく、それから数回、社会保険事務所から同じように保険料の納付について督促を受けた。申立期間の前後は、学生納付特例が認められており、同市でも手続を行うとしていたので、申立期間だけ未納とされていることに納得がいかない。申立期間が学生納付特例の納付猶予であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月に学生納付特例の申請手続を行い、その際に申立期間についても同申請手続を行っておくとA市職員に言われたとしているところ、オンライン記録の免除記録欄を見ると、「該当／申請 平15.7.28 始期－終期 平15.6－平16.3 処理年月日 平15.8.19 種別 学」と記録されており、申立人が学生納付特例の申請手続を行ったと主張する時期の同年7月28日に学生納付特例の申請が行われ、同年6月から16年3月までの期間が承認されていることが確認できる。しかしながら、申立期間当時、学生納付特例の承認期間は申請月の前月までとされており、同市では、申立期間当時、学

生納付特例の申請について、申請日を遡及するような取扱いは行っておらず、法律に基づく事務処理を行っていたとしていることから、この15年6月から16年3月までの学生納付特例に係る申請及び承認の事務処理に不自然な点は見受けられない。このため、申立期間については、学生納付特例の申請日を基準とすると、学生納付特例の承認を受けることはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料(日記、手帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

私は、会社を退職（昭和47年2月）し、実家に戻っていた頃に母親から国民年金に加入するように言われた。加入手続時期は覚えていないが、49年4月頃にA市B区役所に行き、担当部署で「3年間遡ると、保険料は3万3,000円になる。」と言われ、その場で3万3,000円を一括納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続時期は覚えていないが、昭和49年4月頃にA市B区役所に行き、年金担当窓口で職員から「3年間遡ると、保険料は3万3,000円になる。」と言われ、その場で申立期間の国民年金保険料3万3,000円を一括納付したとしているところ、i) 申立人は、加入手続時期、年金手帳の受領時期及び受領方法については覚えていないとしていること、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する時期を基準とすると、申立期間のうち48年3月以前の保険料は過年度保険料となるが、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていること、iii) 申立期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額は2万5,800円となり、申立人が納付したと主張する保険料額とは相違することから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月6日にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続に際して資格取得日を遡って47年3月1日とする事務処理が

行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなり、49年4月時点では、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる上、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち47年3月から48年9月までの期間の保険料は、時効により納付することはできず、同年10月から50年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、前述のとおり、申立人は、申立期間の保険料は49年4月頃にまとめて納付した後、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

私は、25歳になった昭和50年*月頃にA市役所で国民年金加入手続を行った。同市担当職員から「20歳から納付できる。まとめて納付するとこれだけです。」と言われ、20歳からの国民年金保険料を計算してくれ、その保険料額は持参した5万円で足りたので5万円弱であったと思う。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳になった昭和50年*月頃にA市役所で加入手続を行い、その場で20歳からの国民年金保険料5万円弱を一括納付したとしているところ、i) オンライン記録及び国民年金手帳受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を45年*月*日(20歳到達時)として、53年6月に同市で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿の年金手帳欄を見ると、「発行年月日53.6.1」と記載されていることから、申立人の加入手続は同年6月1日に行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、ii) 申立人が加入手続を行ったと主張する時期は、第2回特例納付実施期間(49年1月から50年12月まで)中であることから、この加入手続を行ったと主張する時期を基準とすると、申立期間のうち、時効により保険料を納付することはできない48年4月から同年6月までを除く期間については、特例納付、過年度納付及び現年度納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、同市では、特例納付及び過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、申立人の主張と相違することから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人の納付記録を見ると、昭和 51 年度及び 52 年度の保険料が昭和 53 年 12 月にまとめて過年度納付（4 万 3,200 円）されており、この納付時期は、第 3 回特例納付実施期間（53 年 7 月から 55 年 6 月まで）中であることから、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったものの、申立人は特例納付の説明は聞いていないとしている上、この特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は 26 万 4,000 円となり、申立人が納付したとする金額とは相違する。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び2年11月から3年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月
② 平成2年11月から3年1月まで

私の国民年金は、妻が加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間当時仕事を転々としていたが、国民年金保険料の納付に困ることはなかった。妻は、年金や保険等は常に気につけ、借金も嫌いで請求書等が来れば必ず支払っていた。仮に私の保険料が未納であれば、請求書が送付されるはずであり、請求書が届けば妻が当然納付したはずだ。申立期間については妻が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、加入手続時期及び場所については覚えておらず、申立期間の保険料は申立人の分と一緒に納付したとしているものの、納付時期、納付場所、納付金額等については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年1月18日にA市B区に払い出されており、同市の申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得欄の上段に元年7月1日、2段目に同年7月23日と記載された右横に5年2月3日と記載されており、同様に資格喪失欄の上段に元年7月3日、2段目に同年8月1日と記載された右横に5年2月3日と記載されていること、及び妻の資格喪失欄に同年1月31日に第3号被保険者を資格喪失し事由欄には

同年2月3日、資格取得欄に同年1月31日に第1号被保険者を資格取得し事由欄には同年2月3日と記載されていることが確認できる。このことから、同年2月に申立人の国民年金加入手続と併せて妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われたものとみられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間に係る国民年金の資格得喪の記録は、平成5年4月2日に追加処理されたものであることが確認でき、このことは、前述のA市の国民年金被保険者名簿において加入手続が行われたとみられる同年2月に申立期間①の資格取得日及び資格喪失日に係る事務処理が行われていることとも符合する。このため、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったものとみられる上、この申立期間に係る資格得喪の記録が追加処理された時点では、申立期間の保険料は時効となり過年度納付書も発行されないことから、妻は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2881 (事案 2295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年9月まで

私は、当初の申立期間である昭和46年1月から49年12月までの4年間の保険料を全額納付したにもかかわらず、私が国民年金に加入した35歳(昭和51年*月)を基準とすると46年1月から48年9月までの期間(33か月)は、時効により保険料を納付することはできないという理由により、記録訂正が認められたのは3分の1にも満たない同年10月から49年12月までの15か月であった。新しい証拠などは無いが、当初の申立てにおいて申立期間の納付金額は2万円から3万円としていたが、2万円から5万円を超えない金額であったことを思い出した。当初の申立期間の4年間の保険料は全て納付しているはずであり、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する「国民年金手帳受払及び連名簿」によれば、申立人の加入手続は昭和51年*月に行われ、その手続に際し資格取得日を遡って36年*月*日とする事務処理が行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間については、時効により保険料を納付することはできないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月30日付け申立期間のうち昭和48年10月から49年12月までの期間についてのみ納付記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の申立てにおける申立期間の納付金額は2万円から3万円としていたが、2万円から5万円を超えない金額であったと申立内容を変更しているものの、これは、当初の判断理由のとおり、申立人の加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料

は納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から62年3月まで

私が専門学校卒業（昭和62年3月）後、何年かしてから、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。その後、A市役所からだったと思うが20歳からの未納分とその年の納付書が送られてきたので、20歳からの未納分の国民年金保険料を何回かに分けて、母親が農協のB支店で全額納付してくれたので未納期間は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A市役所からだったと思うが20歳からの未納分とその年の納付書が送られてきたので、20歳からの未納分の保険料を何回かに分けて農協のB支店で全額納付したので未納期間は無いはずであるとしているものの、加入手続き時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月4日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って昭和61年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効で納付することはできず、当該期間の納付書は発行・送付されなかったものとみられる。

さらに、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの保険料は、過年度納付が可能であり、オンライン記録を見ると、当該期間の保険料は納付済みとされていることが確認できることから、母親が加入手続後、送付されてきた納付書で何回かに分けて納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、20歳（平成4年*月）から9年3月まで学生だった。20歳になった時に、母親がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料納付も、全て母親が行っていた。学生時代に免除申請していた保険料を10年以内に納付しなければならないため、母親が免除されていた申立期間の保険料を14年頃にB社会保険事務所（当時）の2階の窓口で追納した。申立期間以外の国民年金保険料は全て納付済みとされているのに、申立期間の保険料が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳（平成4年*月）になった時にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人の学生時代に免除申請していた保険料を10年以内に納付しなければならないため、申立期間の保険料を14年頃にB社会保険事務所の2階の窓口で追納したとしているものの、申立期間の保険料を追納するための納付書の受領、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録の追納記録欄を見ると、「追納申込期間 平6.6—平7.3 平7.4—平8.3 追納申込種別 全免 追納申出 平13.10.16 金額(円) 314,480 納付期限 平14.3.31」とされていることから、平成13年10月16日に、申立期間を含む6年6月から7年3月までの期間及び同年4月から8年3月までの期間の追納申出の手続がされ、当該期間の納付書2

枚が作成・発行されたものとみられる。しかしながら、オンライン記録の追納加算記録欄を見ると、「期間 平6.6—平7.3 追納種別 全免 金額 143,000 収納年月日 平13.11.19 処理年月日 平13.11.21」とされていることが確認できることから、前述の追納申出の手續により作成・発行された2枚の納付書のうち、6年6月から7年3月までの期間の納付書により、13年11月19日に追納されたものと推認されるものの、申立期間の保険料が追納された形跡が見当たらない上、新たに申立期間の保険料について追納申出が行われた形跡も見当たらない。このオンライン記録の納付記録は、A市が保管する国民年金全件リストの国民年金納付記録とも符合しており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、母親が申立期間の保険料を追納したとする平成14年当時は、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間において期間は定かでないがA社及びB社に勤務していたが、両社における厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、両社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に係る勤務期間については、同社から提出された申立人の入社年月日及び退職年月日が記された退職願及び同社からの回答により、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 8 月 11 日から同年 8 月 23 日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された申立人の給与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

申立期間のうち、B社に係る勤務期間については、同社から提出された申立人に係る賃金台帳の勤務日数、給与支給記録及び同社からの回答により、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間において同社から派遣され、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該賃金台帳により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人は、A社及びB社における厚生年金保険料控除に係る記憶が曖昧である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年1月4日まで

私は、平成元年9月からA社に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在勤務する事業所から提出された履歴書により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が記憶する同僚は他界しており、他の同僚からも申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び同社の事務担当者とされる者も他界していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、オンライン記録における当該資格取得に係る処理年月日等から、申立人の資格取得日については、事業主によりオンライン記録どおり平成3年1月4日とする旨の届出が行われたものと判断される。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除に係る記憶が曖昧である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から20年10月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支払われた給与と標準報酬月額が相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「所得税源泉徴収簿兼報酬・成果台帳」に記載された申立期間に係る給与額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、当該台帳によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年5月10日まで
申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年2月*日に結婚し、養子に入った際、養子先の家庭の事情により同年7月1日からA社に勤務し始めた。」と述べているところ、戸籍謄本により、申立人は、昭和27年2月*日（住所変更は同年2月6日）に養子縁組していることが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における申立人の被保険者資格の取得日は昭和29年5月10日とされており、オンライン記録の取得日と一致している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和28年2月1日から29年5月8日までの期間において、A社とは別会社（B社）における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「B社は、A社を辞めてから勤めたので、年金記録が間違っている。」と主張しているが、B社に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の資格取得日（28年2月1日）及び資格喪失日（29年5月8日）は、いずれも、オンライン記録の取得日及び喪失日と一致している。

加えて、申立人は、A社の同僚の名前を覚えていないため、同社において被保険者記録がある同僚に連絡を取ったが、証言又は回答が得られた二人の同僚は、いずれも申立人のことを覚えていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された名刺及び訪問販売員教育登録証から判断して、期間は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 57 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 4 月 29 日以降の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び同社B支店の同僚は、「社会保険の加入については、役員判断、各支店の裁量で手続がなされ、全ての者を厚生年金保険に入れていたわけではない。」と証言している上、複数の同僚が「A社の営業は出入りが激しく、様子見の期間があり、厚生年金保険の加入についても、一定期間経過後に手続が行われていた。」旨証言している。

さらに、A社B支店において一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げている同僚4人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年から 62 年まで

A社B支店で勤務していた同僚に会うと、「厚生年金をもらっている。」と言っているので、私の同社での厚生年金保険の記録がコンピューターに間違っ
て入力されたのではないかと思う。子供のけがの為に退職したが、5年ぐ
らい勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として
認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和58年4月の昇給通知書、同年11月の給料袋及び同
年分給与所得の源泉徴収票、並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期
間のうち、57年8月2日から59年7月7日までの期間においてA社B支店で勤
務していたことが認められる。

しかしながら、申立人がA社B支店で厚生年金保険の被保険者記録があると
して名前を挙げた同僚は、「時期ははっきり覚えていないが、A社B支店で勤
務していた。」と証言しているところ、当該同僚の同社同支店での厚生年金保
険の被保険者記録は確認できない。

また、管轄の市役所から提出された資料により、申立人は、申立期間におい
て国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社は、「申立内容について確認できる資料が無いので、何も分か
らない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険
料の控除について確認できない。

加えて、A社B支店の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の雇用保険の
記録が確認できる期間において厚生年金保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に
ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 25 日から 42 年 1 月 17 日まで
② 昭和 43 年 5 月 18 日から同年 7 月 18 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 16 日から 47 年 9 月 16 日まで

私は、A社を退職した翌日の昭和 41 年 12 月 25 日にB社に入社したが、42 年 1 月 17 日からの年金記録となっているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社における年金記録は、昭和 43 年 7 月 18 日から 46 年 9 月 16 日までの 38 か月間となっているが、勤務していた期間は、43 年 5 月 18 日から 47 年 9 月 15 日までであり、合計 14 か月間の年金記録が無いので、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された入退社記録帳によると、申立人は、昭和 42 年 1 月 17 日に同社に入社し、43 年 5 月 20 日に退職したとされている。

また、B社において、昭和 41 年 11 月 1 日から申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日（42 年 1 月 17 日）までの間に資格取得した同僚 8 人のうち、連絡が取れた 4 人は、いずれも「自分の勤務期間と年金記録は一致している。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の資格取得日は昭和 42 年 1 月 17 日、資格喪失日は 43 年 5 月 21 日と記録されており、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している上、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

加えて、雇用保険の記録によると、B社における取得日（昭和 42 年 1 月 17

日)及び離職日(43年5月20日)の翌日は、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

申立期間②及び③について、C社の事業を譲受したD社は、「C社は平成19年に解散しており、当社とは関係無いため、同社に関する資料は無い。」と回答している上、当該期間当時のC社の人事管理部責任者は、「勤務形態、勤務時間、勤務日数等が変わらなければ、在籍中に、資格喪失手続は行わない。健康保険組合があるので、正しく社会保険の手続をしていた。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、「自分は、申立人より先にC社に入社したが、申立人の勤務期間については分からない。自分の年金記録は合っている。」と証言している。

さらに、C社に係る被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和43年7月18日、資格喪失日は46年9月16日と記録されており、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している上、厚生年金保険の整理番号に欠番も見られない。

加えて、E健康保険組合は、「C社は、昭和40年8月1日から当組合に加入しているが、申立人の被保険者記録は確認できない。」と回答しているとともに、雇用保険の記録によると、C社における取得日(昭和43年7月18日)及び離職日(46年9月15日)の翌日は、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5674 (事案 2492 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 39 年 9 月まで

A親方の下で、職人としてB社に勤務していた。毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、前回の決定には納得できない。親方の娘さんが給料の計算など親方の事務を手伝っていたことを思い出したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社が「当時の資料は無いので、当時のことは不明。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、複数の同僚の証言から判断して、申立人が下請の職人であった可能性も払拭できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A親方の下で、職人としてB社に勤務していた。毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、前回の決定には納得できない。親方の娘さんが給料の計算など親方の事務を手伝っていたことを思い出した。」などと新たに主張し、再度申し立てしているところ、今回新たに調査協力が得られたA親方の下で勤務していた複数の同僚が「申立人が、A親方の下でB社に勤務していたことを覚えている。」と証言していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同親方の下でB社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記複数の同僚は、「申立人が社員だったか下請の職人だったかまでは分からない。ただ、当時、A親方の下で勤務していた職人の厚生年金保険の取扱いに関しては、親方がB社に取り次いでいたため、親方しか分からない

と思う。」と証言しているところ、A親方は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A親方の娘二人は、「私たちは、職人さんたちの給料の計算を手伝っていた。職人さんたちの厚生年金保険の取扱いに関しては、父がB社に取り次いでいたため、詳しいことは分からない。また、当時の資料は残っていない。」と証言している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5675 (事案 189 及び 4387 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 32 年 3 月まで

私が申立期間において雇われていたのはA船で、給料も同船の会社からもらっていた。同船の漁船団員は 45 人ぐらいで、私は、同船を本船とする漁船団の一部である母船のB船に乗船し、無線通信士をしていたが、同船に雇われていたわけではない。A船の事務員で年齢が私より 10 歳ぐらい上のC氏に通信士として雇われた。

私と同じ通信士と一緒に給料をもらっていた同僚D氏は、A船の年金を受け取っているにもかかわらず、私は年金を受け取れないでいる。申立期間について、再度調査して、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当初、「昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月までA船に乗船していた。」と主張していたが、当該期間におけるA船の船舶所有者が特定できない上、当時の同船での同僚が見付からないことなどから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、「昭和 31 年 1 月からA船を本船とする漁船団の中の母船であるチャーター船のB船に乗り、通信士をしていた。同僚D氏及びE氏は本船のA船に乗り、同僚F氏は自分と同じ母船のB船に乗っていたことを思い出した。」などと主張して再度申し立てしており、同僚D氏などの証言から、時期は特定できないものの、申立人がB船に乗船していたことは推認できるが、i) 同船は船舶原簿謄本に記録が見当たらず、同船の船舶所有者を特定できない上、同僚E氏は既に死亡しており、F氏は連絡

先が明らかでないため、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 同船の本船であるA船の船舶所有者は、同船の船舶原簿謄本により、申立期間のうち昭和31年1月から32年2月12日まではG氏、同年2月13日から同年3月まではH事業所であることが確認できるところ、同氏は申立期間のうち31年11月28日より後の期間において、同事業所は申立期間において、船員保険の適用事業所であったことが確認できないこと、iii) 同船の船舶所有者である同氏の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者は、いずれも本船である同船に乗っていた者で、チャーター船に乗っていた者の記録は確認できないところ、申立人が同じ母船のB船に乗っていたとして名前を挙げた同僚F氏の記録は当該名簿において確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

これに対し、申立人は、「私が雇われていたのはA船で、給料も同船の会社からもらっていた。同船の漁船団員は45人ぐらいで、私は母船のB船に乗船し無線通信士をしていたが、同船に雇われていたわけではない。A船の事務員で年齢は私より10歳ぐらい上のC氏に通信士として雇われた。」などと新たに主張して再度申し立てている。

しかし、A船の船舶所有者であるG氏の船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時に被保険者記録が確認できる者は、最も多い時でも34人であり、漁船団員が45人ぐらいいたとする申立人の主張とは大きく異なっており、同船の漁船団員であっても、被保険者資格を取得しなかった者が多数存在したことがうかがえる。

また、上記の船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元船員の1人が記憶する同僚で、船舶所有者であるG氏の持ち船の母船(B船とは別の母船)に乗船していた同僚は、当該名簿に名前が無い上、同人が記憶する同母船の複数の同僚についても、当該名簿に名前が無いことから、申立期間当時、船舶所有者である同氏は、原則、本船に乗っていた者については、船員保険の被保険者資格を取得させていたが、母船に乗っていた者については、被保険者資格を取得させない取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた事務員のC氏は、名字のみの記憶であるため人物を特定できず、申立人に係る船員保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和38年2月16日からA事業所B支店で臨時雇用員として勤務し、同年12月1日に職員となったが、同年12月1日に共済組合の被保険者となっており、それ以前の期間については、共済組合及び厚生年金保険のどちらの被保険者にもなっていない。

しかし、A事業所の後継事業所であるC社から取り寄せた人事記録によると、私は、昭和38年2月16日にA事業所に入職したことが確認でき、共済組合の被保険者となるまでの期間は厚生年金保険の被保険者であったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事記録により、申立人が昭和38年2月16日に臨時雇用員としてA事業所B支店に採用され、同年10月1日に試用員を命ぜられ、同年12月1日に職員に登用されたことが確認できる。

しかし、A事業所B支店は、申立期間中の昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の期間において適用事業所であったことが確認できないところ、同事業所の「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」によると、臨時雇用員及び試用員を社会保険の適用対象とすることになったのは、同事業所が適用事業所となった同年10月1日以降であったことが確認できる。

また、D機構は、「昭和38年10月1日以降、臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険に加入させる取扱いになったが、実際の加入手続等の時期については、事業所の裁量に委ねられていた。」と回答している。

さらに、C社は、「昭和38年12月1日にA事業所B支店において試用員から職員となって共済組合の組合員になった者は、申立人を含め32人であった。」

と回答しているところ、オンライン記録によると、当該32人のうち、同日以前から厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、3人のみであることから、申立期間当時のA事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった際、必ずしも全ての臨時雇用員及び試用員について厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間においてA事業所B支店で勤務していたとする複数の同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月から 3 年 3 月までの 7 か月間、A 社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における記録が 6 か月しか無いことが分かった。

私が保管している平成 3 年 3 月分の給与明細書により、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給与明細書により、申立人は、同社に勤務した平成 2 年 9 月から 3 年 3 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、申立人から提出された平成 3 年分源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人の A 社における離職日は、平成 3 年 3 月 30 日であるとともに、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A 社が加入していた B 厚生年金基金及び C 健康保険組合における申立人の資格喪失日は、いずれも平成 3 年 3 月 31 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成3年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間においてA社に使用されていた者であったと言えないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 2 日から同年 10 月 25 日まで
② 昭和 26 年 10 月 25 日から 30 年 12 月 27 日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて申立てに係る事業所に照会したところ、「脱退手当金について、退職者が多い場合は説明会、少ない場合は個別に説明していた。国民年金制度導入前の退職者で、再就職の予定が無い人には、脱退手当金を請求するよう指導し、請求手続を行っていた。」と回答があり、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれる。

また、申立期間当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、約19年間にわたり厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から33年11月4日まで
② 昭和33年12月5日から39年6月25日まで

平成22年3月に年金記録を見て、脱退手当金の支給記録があることを知った。A社を退職する時、退職金をもらっていないし、脱退手当金の話も無かった。脱退手当金の受給記録を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年11月19日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月15日から38年7月1日まで

A事業所を退職した頃は脱退手当金のことは知らなかったが、平成11年4月頃、社会保険事務所(当時)へ年金の相談に行った時に初めて、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和39年2月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月15日から41年9月21日まで

厚生年金保険の受給手続き時に加入期間を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から28年2月14日まで
私は、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることを、送られてきたはがきで初めて知った。脱退手当金を受け取っていないのに、受け取ったこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年1月21日から33年11月14日までに資格喪失した女性のうち（申立人は28年2月14日資格喪失）、受給資格者11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め8人に支給記録が確認でき、そのうち6人について資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされている上、同僚のうち1人が、「A社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和28年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月31日から36年2月13日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金被保険者資格喪失日である昭和36年2月13日の前後2年以内に資格喪失しており、受給要件を満たす者35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め30人に支給記録が確認でき、そのうち29人について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「A社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。